

**-令和7年度「鹿児島県青少年海外ふれあい事業」シンガポール青少年
受入業務委託企画コンペ実施要領**

1 目的

県では、「鹿児島県青少年海外ふれあい事業」におけるシンガポール青少年受入（令和7年11月22日（土）～28日（金））により、青少年国際交流を進めることで、本県青少年の国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を図り、次代を担うリーダーを育成し、併せて、シンガポールとの相互理解と友好を深めることとしています。

この「鹿児島県青少年海外ふれあい事業」におけるシンガポール青少年受入を実施するに当たり、業務の委託先を選定するため、企画提案を募集します。

2 委託業務の内容

令和7年度「鹿児島県青少年海外ふれあい事業」シンガポール青少年受入業務委託仕様書のとおり。

3 契約金額の上限

2,696千円以内（消費税込）

4 企画コンペの参加要件

次に掲げる項目のうち(1)から(7)を全て満たす者とする。ただし、複数の者が共同して参加する場合は、すべての構成員が次の(1)から(5)を満たし、かつ、いずれかの構成員が(6)を満たすとともに(7)を確認できることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 鹿児島県内に本社（本店）又は営業所が所在する者であること。
- (7) 複数の者が共同して企画提案する場合は、いずれか一者を代表と定め、他の構成員からの委任状等の書面により、企画提案から契約、代金の請求・受領等、本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。

5 説明会

説明会は行わないこととする。

6 企画コンペに関する質問

- (1) 受付期間

令和7年9月9日（火）～令和7年9月16日（火）午後1時

(2) 提出方法

「質問書」（様式５）に必要事項を記入の上、メールにて提出すること。

メールアドレス：r18@pref.kagoshima.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和７年９月１７日（水）午後５時までに県ホームページに掲載する。

7 企画コンペ参加申込

(1) 申込期間

令和７年９月９日（火）～令和７年９月１９日（金）午後５時

(2) 申込み方法

青少年男女共同参画課青少年育成係（r18@pref.kagoshima.lg.jp）へ下記内容のメールを送信すること。

<メール>

タイトル：企画コンペ参加希望

本文：団体名、担当者名、連絡先（電話番号）

8 応募書類について

(1) 提出期限

令和７年９月２４日（水）午後５時まで（必着）

(2) 提出方法

(3)の書類を提出先まで郵送又は持参すること。

なお、持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く午前９時から午後５時までとする。

また、FAX及びメールでの提出は受け付けない。

(3) 応募書類

ア 応募申込書（様式１）

イ 法人等調書（様式２）

ウ 誓約書・役員等名簿（様式３）※両面印刷とする。

エ 類似業務実績（様式４）

オ 企画提案書（任意様式）

企画提案書の規格はA４判とする。

カ 見積書（様式任意）

経費の総額及び内訳が分かるものとする。

キ 実施体制（様式任意）

当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示す。

ク 実施スケジュール（任意様式）

報告書提出までのスケジュールを示す。

(4) 企画提案書の記載内容

ア シンガポール青少年受入業務の企画・運営について

(ア) 本県青少年等との交流・意見交換会の実施方法、開催場所、スケジュール等

(イ) 鹿児島県の生活・文化体験活動の内容（体験活動の候補案、スケジュールなど）
なお、体験活動の内容は、青少年交流の視点を含めたプログラムを予定しているが、幅広い体験活動を実施するため、農家民泊を含め、体験活動候補を3か所程度示すこと。

(ウ) 訪問活動の内容（教育施設等の候補案、スケジュールなど）

イ 旅行（移動）に関する業務について

宿泊施設、移動、食事を含めた全日程のスケジュール案

ウ 見積金額、積算について

項目分けをした具体的な積算内容

(5) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(6) 提出先

鹿児島県 青少年男女共同参画課 青少年育成係

9 企画審査について

企画選定委員会において、応募書類をもとに審査を行い、最も優れた企画を提案した応募者を委託先の候補者とする。

審査基準については公表しないが、次の各号に合致するものとし、審査に際し、鹿児島県が別に定めることとする。

(1) 事業の目的、内容に沿った企画提案である

(2) 実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものである

(3) 必要経費などが適正に計上されている

10 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

11 受託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。

(2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。

12 業務委託契約の締結

業務委託契約の締結に当たっては、応募書類の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって、委託先の候補者と鹿児島県は、応募書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議、調整（以下「協議等」という。）を行うこととする。

この協議等が整ったときに、業務委託契約を締結するが、協議等が整わなかったときは、企画選定委員会において次点とされた者と、改めて協議等を行うものとする。

13 スケジュール（予定）

令和7年9月9日（火）	県ホームページでの公募開始
令和7年9月16日（火）午後1時	質問受付期限
令和7年9月17日（水）午後5時	質問回答ホームページ掲載
令和7年9月19日（金）午後5時	企画コンペ参加申込期限
令和7年9月24日（水）午後5時	応募書類提出期限
令和7年9月下旬	企画審査
令和7年9月下旬	委託先候補者決定，契約
令和7年11月22日（土）～28日（金）	受入実施
令和8年3月下旬まで	報告書の提出

14 その他

- (1) 応募書類の作成等，応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 企画提案内容に，特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合，その使用に関する全ての責任は，応募者が負うものとする。
- (4) 審査の過程や結果については，鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき，非公開情報を除いて，情報公開の対象となる。
- (5) 天災地変その他やむを得ない理由により，業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (6) 本契約により制作された制作物の著作権は鹿児島県に帰属する。

15 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課青少年育成係
TEL 099-286-2557 FAX 099-286-5541
E-mail rl8@pref.kagoshima.lg.jp